

第4章 これからの高齢者の生活設計

はじめに

少子高齢化による年金の将来不安、将来の生活設計の不安が語られている。確かに、年金の受給額を減少させる改正も行われた。しかし、それによってこれからの高齢者が今の高齢者以下の生活水準しか望めず、暗い将来となるのだろうか。第1章で、社会保険料を負担する現役の所得についてみたので、本章では、今の高齢者以下の生活レベルしか望めないと考えられがちな、これからの高齢者の経済的な生活について見てみる。

1. 公的年金はスリム化の方向

少子化によって年金保険料を負担する将来の現役世代が減少する一方、高齢化によって年金を受給する高齢者が増加していく。ここでは、公的年金制度の加入者に対する受給者の比率が今後、急激に上昇することを示した上で、年金改革の動きを整理する。年金改革は給付スリム化の方向にあり、また、そうするしかない。手厚い支給を無理に続けて公的年金制度を破綻させるより、多少減らしても将来の安定的支給を確保する方が賢明である。

(1) 年金制度の状況とこれまでの改革

現行の公的年金制度は修正積立方式を採用し、ある程度の積立金を保有するものの、基本的には現役世代の保険料負担で高齢者世代を支えるという事実上の賦課方式で成り立っている。そのため、保険料を払う側（加入者数）と年金を受給する側（受給者数）の比率が、年金制度を維持する上で重要である。

人口構造の変化

この比率の動向を、まず、人口構造の変化から見る。生産年齢人口（15歳～64歳）を「支える側」、65歳以上人口を社会に「支えられる側」の人数とみなすと、65歳以上人口1人当たりの生産年齢人口は、2020年頃までに急激に減少した後、一旦減少速度を緩めるものの、2030年頃より2050年まで再び急激に減少し、2050年には65歳以上人口1人を約1.7人の生産年齢人口で支えることになる（図4-1(1)）。

生産年齢人口が減少すると、公的年金のうち20歳以上60歳未満の全ての国民が加入することになっている基礎年金加入者は減少する。そして、雇用者が減ることにより基礎年

金に加えて雇用者が加入する厚生年金加入者も減少する。他方、65歳以上人口の増加は、各年金加入者の高齢化を進め、受給者を増加させる。但し、生産年齢人口の全てが保険料を支払う加入者数ではないので、人口構造の変化だけではなく、厚生年金と基礎年金における実際の加入者と受給者の比率を見ることが必要である。

年金制度における加入者と受給者の比率

厚生年金の受給者1人当たりの加入者数は、上記人口構造の動向と同様に今後、急激に減少し、2020年には受給者1人当たり加入者約1.5人となり、その後減少速度を緩めるものの、2030年頃より再び急激に減少、2050年には受給者1人を加入者約1.1人で支える形になる(図4-1(2))。基礎年金に関しても今後、急激に減少し、2020年には受給者1人当たり加入者約1.7人、その後減少速度を緩めるものの、2030年頃より再び急激に減少、2050年には受給者1人を加入者約1.3人で支える形になる。基礎年金と厚生年金という現行体制を形成した1985年改正当時には、受給者1人をそれぞれ約5.7人、約5.9人の加入者で支える形であったのに比べて、極めて少数の加入者で支える形になる。

更に、基礎年金の加入者数に関しては、保険料負担を課されない第3号被保険者(主に専業主婦〔雇用者に扶養される妻または夫〕)を含む数値であり、第3号被保険者制度が現状通り維持されるとした場合、現実的にはその分を加入者数から差し引く必要がある。1997年の基礎年金の総加入者数7,034万人に対する第3号被保険者数1,195万人の比率17.0%を不変と仮定すると、2050年には基礎年金の受給者1人を前述の加入者約1.3人ではなく、現実的には約1.1人で支える形となる。

年金制度における加入者と受給者の比率を人口構造の変化と比較すると、傾向は同様であるものの、支える側の人数ははるかに少なく、それだけ加入者の負担が重くなっている。この理由は、生産年齢人口の労働力率が100%ではないこと、国民皆年金としながらも未加入者がいること等のためであり、それらを改善すれば加入者と受給者の比率の低下をある程度抑制することは可能である。基礎年金の未加入問題を解消することにより、加入者1人当たりの負担を和らげることができる。これに加え、労働力率が上がれば、稼ぎを持ち、実際に保険料を支払う能力のある加入者数を増やすことができる。公的年金制度の安定化という視点からも、第2章で論じたように労働力率を上げることが重要となる。

但し、未加入問題を解決し、労働力率を上げたとしても、1985年改正当時に比べ大幅に高まる受給者と加入者の比率を抑制するには限界があり、制度の安定的維持に向けた年金

改革が必要となる。

公的年金はスリム化の方向

これまで、少子高齢化が進展する中、現行枠組を維持した上で、支給開始年齢の引上げや給付水準の引下げ、保険料負担の引上げという方向で改革が進められてきている。1985年改正では、各年金制度の基礎的な部分の統合を行うとともに、当時 32 年程度の平均加入期間について制度の成熟化に伴い将来 40 年加入が一般的となることを見込んだ給付水準の適正化が行われた。1994 年改正では特別支給の厚生年金（定額部分）の支給開始年齢の 65 歳までの段階的引上げや、厚生年金の報酬比例部分について可処分所得の上昇率に応じて再評価を行う可処分所得スライドへの変更が行われた（従来は名目所得スライド）。しかし、現行（2000 年改正前）の公的年金制度の給付水準を維持する場合、2025 年には厚生年金の保険料率は現行 17.35% の約 2 倍の 35% 程度に、国民年金の保険料は現在月額 13,300 円の約 2 倍の月額 26,000 円程度（1999 年度価格）にまで上昇すると見込まれた。そのため、給付に関しては、厚生年金報酬比例部分の給付水準の 5% 削減や、2000 年度から賃金スライドの廃止、厚生年金報酬比例部分の支給開始年齢の 65 歳への段階的引上げという改正を行い、これらを合わせ 2 割程度の給付スリム化が行われることとなった。

勿論、改正の成否は、改正の前提となる今後の人口構造の動向や加入者・受給者の動向、経済動向などに左右される。そして、サラリーマン世帯の専業主婦の年金問題や、依然として高い最終保険料率（額）の問題、基礎年金部分の国庫負担割合引上げの問題などまだ多くの論点が残っており、年金財政のみならず、公平の観点からも様々な議論・検討が今後必要である（表 4 - 2）。

年金制度に関しては世代間の損得勘定が強調されることが多いが、現役世代が過去から受け継ぐものは、親の遺産以外にも、社会全体としてのインフラや産業基盤、文化、教育など多岐にわたる。そして、現役世代が享受する生活水準の基盤は過去世代からの積み上げという面もあり、世代間の公平な損得関係を年金制度の保険料と受給額だけで判断することは難しい。ただ、今後、予想以上に少子化が進み、女性や高齢者の労働力率の向上で補えない場合には、更なるスリム化の方向に向かわざるを得ない。

（2）実質賃金上昇により年金の減少額は抑えられる

2000 年改正により世代毎の生涯にわたる年金受給額が 2 割程度スリム化するとされて

いるが、具体的に受給額はどの程度となるのだろうか。

2000年改正による年金受給額の減少額の大きさを世代間で比較すると、1999年末時点で60歳の世代が500万円減少、40歳の世代が1,000万円減少となるように、後世代ほど、改革による減少額は大きくなり、1999年末時点で20歳の世代の減少額は約1,200万円、減少率で見ると約19.7%減とおおよそ2割スリム化されることになる(表4-3(1))。

しかし、この減少額は実質賃金の上昇を考慮していないので、これを考えると、1999年度実質価格で見た2000年改正後の生涯受取額はおよそ6,200万円~7,200万円の水準となり、1999年末時点で70歳の改正前の生涯受給額と比べれば、減少幅は1割以下の範囲に収まる(表4-3(2))。

世代間の損得勘定という観点から保険料負担額と受給額を比べると、確かに後世代ほど保険料負担額に対する受給額の割合が小さくなり、マイナスとなる世代もあるが、受給額に着目してみると、今回改正でも、着実に経済が成長して賃金が増加していけば、若い世代になるほどその成長の恩恵を受け、今の高齢者の受給額と比較してみると、30歳でほぼ同等(1.0%)になり、20歳では上回る(+7.0%)こととなる。なお、上記は、第1章の労働生産性上昇率(実質賃金上昇率)よりも低い実質賃金上昇率1.0%を前提とした厚生省試算に基づいている。そのため将来の実質賃金上昇率が第1章の労働生産性上昇率並に高まれば、受給額は若年世代になればなるほどさらに大きくなる。給付スリム化という年金改革の今後の方向性を軽減するという観点からも、第1章で論じたように労働生産性を高めていくことが重要である。

(3) 公的年金の国際比較

このようにスリム化した年金は、他の国と比較してどのような水準にあるものなのか。ドイツ(全受給者平均)に関しては日本の全受給者平均と比較し、スウェーデン、英国、米国に関しては夫婦平均(スウェーデンと英国は付加年金平均を加算)を日本の標準世帯と比較する。2000年改正前の平均年金月額を為替レートで換算したのを見ると、日本の受給額はスウェーデン、ドイツ、英国、米国の4ヶ国に比べ高水準である(表4-4)。また、支給開始年齢を見ると、これら4ヶ国はすでに65歳であり、さらに米国では2027年までに67歳への引上げを決めているのに対し、日本は現在のところ60歳である(但し、2001年度から2025年度にかけて65歳まで段階的に引上げられる。表4-4〔下注1〕)。

さらに、各国の物価水準の違いを反映する購買力平価により円換算して比較しても、日

本の受給額はこれら4ヶ国に比べ高水準である。そして、2000年改正により月額が10%減額されたとしても、日本はこれら4ヶ国に比べ、高水準であることに変わりはない。但し、為替レートで換算した場合に比べ、その差は大きく縮められている。このことは逆に、第1章で論じたように、生産性を高めて内外価格差を是正していけば、公的年金の実質的価値を更に高めていけることを示している。

2. 年金以外に生活を支えるもの

これまで見てきたとおり、年金の給付額は今後減少していかざるを得ない。しかし、その減額分を補う要素も考えられる。まず、人口減少により住宅価格が低下する。それにより経済的に余裕が生じた分を老後の備えにあてることができる。また、広い住宅に住む高齢者も多いことから、定期借家権の導入により住宅賃貸を通じて収入を得る場合も考えられる。さらに、アメリカのように条件を整えば、自宅を担保に生活費を得る逆住宅ローンも利用しやすくなり、高齢者の生活を支える一つの手段となるし、金融資産の運用手段も充実していくことになる。

(1) 住宅購入が楽になる

これまで人口が大都市に集中し、多くの労働者が大都市圏の住宅を必要としていたため、需要が増加して地価が上昇してきた。地方都市でも、核家族化による世帯数増に伴い地価も上昇した。

しかし、バブルの崩壊によって、今後、地価がどこまで下がるのか、下げ止まったのか、反転するのか、諸説あるだろうが、個人の土地取得意欲は変わってきている。国土庁「土地白書(平成11年版)」によると、「土地は預貯金や株式等と比べて有利な資産だと思う」人の割合は1993年度には61.8%と過半数を占めていたが、1998年度には37.0%まで落ち込んでいる。また、「今後、土地・建物は所有と借地・賃貸でどちらが有利か」という質問についても、1993年度は「所有が有利」が66.7%で「借地・貸借が有利」の29.4%を大きく上回っていたが、1998年度には双方とも42.9%と同じになっている。無理をしても早く住宅を取得し、それによって地価上昇の利益を得る、あるいは地価上昇を前提に資産として土地を保有することが有利となる状況は後退している。

バブル崩壊に加え、今後の人口減少、企業の減量経営による土地の放出、土地の含み益に期待する経営から資産を持たない経営に企業が変わっていくこと、農業人口の減少によ

る農地から宅地への転用、さらに所得が上昇しても、それに比例してより広い住宅を求め
るわけではないことを考えると、長期的に全体としての土地価格が上昇することは考えに
くい。東京都の場合、世帯の年間収入が 500～700 万円から 1,500 万円以上へと倍以上に
上昇しても、一人当たりの畳数は 8.04 畳から 11.79 畳へと 1.47 倍にしか増大しない（図
4 - 5）。住宅取得費の半分以上を占める土地価格が下がることになれば、大きな金銭的余
裕が生まれる。

勤労者が購入できる住宅の目安は年収の 5 倍以内と言われる。今後は年収に占める可処
分所得の割合が減ることから、これを第 1 章の所得と可処分所得の関係を用いて、年収で
はなく可処分所得に対する倍率にすると、5 倍ではなく 6.2 倍になる。高齢化社会で社会
保障や直接税負担が上昇しても、労働生産性が上昇すれば可処分所得は実質ベースで増え
るため、可処分所得の 6.2 倍にあたる購入可能な住宅の価格も上昇していく。ここで、現
在と同じ物件を取得する場合には、購入可能な住宅価格と実際の住宅価格の差額分だけ金
銭的余裕が生まれることになる。住宅価格は今後の人口減少による需要減少に伴い低下す
ることも予想されるが、仮に一定として試算すると、首都圏の世帯では 2025 年で 1,781
万円、2050 年で 3,825 万円の余力が生じることになる（表 4 - 6）。

さらに、住宅価格を土地価格と建築価格に分けて考えてみたい。アメリカとの比較によ
ると日本の建築価格は相当割高になっており、今後の労働生産性上昇や産業構造の変化等
によりアメリカ並みの水準に引き下げることができれば、さらに住宅価格は低下し、負担
の余力はより一層（712 万円）増す（表 4 - 6）。今後、このように住宅価格が実質的に
低下すれば、新規に住宅を取得する人にとっては、老後に備えて貯蓄を増やし、年金給付
の減額分を補うことができる。

（ 2 ）住宅資産の活用

賃貸収入

総務庁「住宅・土地統計調査（平成 10 年）」によると、日本の住宅ストックの 11.5%
は空き家である。しかし、その中には条件が整えば空き家にしている住宅を貸しても良い
と考えている家主が 7 割弱おり、その半数は「期限に返還」を条件に挙げている（図 4 -
7）。また、65 歳以上の単身者、65 歳以上の夫婦のみの世帯で 100 m²以上の持ち家に住ん
でいる割合はそれぞれ 38.4%、56.3%であり、資産価値の高いと考えられる京浜葉大都市
圏に限ってみてもそれぞれ 29.4%、45.7%となっており、潜在的な賃貸住宅市場の存在が

伺える(図4-8)。今後、持ち家高齢世帯が増加すると、その活用の余地はさらに広がるかもしれない。

さらに、2000年3月1日より定期借家権制度が施行された。これまで家主は、「正当事由がある」と裁判所に認められなければ借家関係を終了させることができず、借り手の権利保護が重視されてきた。そして継続賃料も抑制的になる上に、場合によっては立ち退き料も必要であった。そのため家主側は、立ち退きのトラブルになりやすいファミリー向け大規模住宅よりも、独身向けワンルームマンションのような小規模賃貸住宅を供給することを選び、また、将来の立ち退き料支払いに備える意味もあって、借家人から礼金、敷金、保証金等の高額な初期家賃(一時金)を取る慣行を作ってきた。今後は、定期借家権の創設により借り手と貸し手が対等となり、当事者間で期間や用途等を自由契約で定めることができるようになった結果、収益や返還時期の予想ができるため貸す側は貸しやすくなり、借りる側にとっても貸家の増加により家賃の低下に対する期待が高まる。本来、家主にとっては、入退きの多い単身者よりも安定的なファミリーの方が顧客の対象としてより適している。定期借家権の導入により供給が増えれば、借りる側の選択の幅も広がる。

また、定期借家権の効果は賃貸用住宅以外にも波及し得る。例えば、自宅を貸して自分の好きな場所で暮らすことや、自宅を貸す賃貸料よりも安くて世帯サイズに合った子供の住居に近い住宅、介護に便利な住宅等に暮らし、その差額分を生活費に充てること、あるいは二世帯住宅の片方または両方を貸すこと、さらに親から相続した家や空き家、別荘等を貸すことといった活用方法が今までよりも安心してできる。

もちろん、供給の増加、家賃の低下によって経営が成り立たないケースも出てくるし、人生80年という長期を考えると、賃貸よりも購入の方が安くなるケースもあるだろう。しかし、これまで一旦貸したら返還がどうなるか分からないため、貸すことに踏み切れなかった状態から、一定期間自宅を貸して、別の住宅を借りることにより子供の成長に合わせて住み替えしたり、大きな住宅に住んでいる単身高齢者が、自宅を手放すことなく介護付き住宅に住んだりすることがより容易になり、住宅を活用する方法が多様化する。

逆住宅ローン

賃貸が活発になれば、大きな住宅を持つ単身高齢者が自宅を手放すことなく生活することも可能になる。しかし、長寿の時代なので、子供に自宅を残そうと思っても、相続のはるか前に子供が自宅を取得済みであるケースや、子供が他の地方で生活拠点を作り、出身

地に帰ることを考えていないケースでは、子供は相続した住宅に住まない。そして、「資産はあるが、お金がない」(自宅は大きくて資産価値もあるが、現金収入がなく、しかも自宅は売却したくない)という人も多い。

こういった人に対して有効な制度が、逆住宅ローン(リバースモーゲージローン)である。これは、自宅に住み続けながら、自宅資産を担保に定期的に生活資金の融資を受けるものであり、住宅ローンを借りて分割で返済しながら行う住宅購入とは逆の流れになっている。

この逆住宅ローンについては、利用者が長生きをして融資額がかさみ担保割れを起こす長命リスクに加え、金利上昇リスク、不動産価格下落リスクという3大リスクが指摘される。その他にも、現行制度では、通常はマンションや5千万円未満の不動産が対象外であること、借入金の使途に制限があること、法定相続人の同意や連帯保証人が2人必要であること、利用者のリスクをカバーする保険がないこと等の様々な問題点があるため、まだほとんど普及していない。住信基礎研究所のアンケート調査によると、公的制度の1996年末時点での契約数は、最初に公的制度を設立した武蔵野市が28件、次いで世田谷区15件、新宿区8件、中野区6件で、この制度を持つ全15自治体のうち過半数は契約がないか、あっても2件以内であり、民間プランも1994年11月時点で住友信託銀行が195件、他行は大半が20件以下となっている(住信基礎研究所「超高齢化社会の常識リバースモーゲージ」, 1997年)。

しかし、今後は減額する年金収入を補う手段として、逆住宅ローンに対する需要が増えると予想される。既にアメリカでは、銀行やローン提供機関等の民間金融機関によるものや、州や地方自治体等の公的機関によるもの、保険付きのものといった多様な制度が全国的に普及し、契約総数は1994年現在で約20万件となっている(住信基礎研究所「超高齢社会の常識リバースモーゲージ」, 1997年)。そして低額資産保有者向けから高額資産保有者向けまで、多様な制度・商品があり、低額資産保有層を対象とした都市住宅開発省(HUD)が主体となった公的プラン「HECM(Home Equity Conversion Mortgage)」の利用者の平均像と融資例を見てみると、年齢76歳、住宅資産価値10万2,000ドル、融資月額例として終身の場合月額352ドル、確定期間5年の場合月額801ドルとなっており(リバースモーゲージ研究会編「住宅担保年金市場の仕組みと将来」, 1998年)、決して高額資産を保有している人だけが制度を利用しているわけではない。

日本でも新しい工夫がなされている。これまで民間銀行の逆住宅ローンは富裕層を対象

としていたが、1999年に山形県の銀行が、利用対象者を富裕層に限定しない逆住宅ローンを発売した。その理由としては、高齢者による需要の他、山形県がバブル崩壊による地価下落と無縁であること、平均的融資額が2,000万円程度で1件当たりのロスもさほど大きな額にならない見通しであること等、地方都市であることが逆にメリットになっている。発売当初、利用希望者や都銀等の金融機関、あるいは他県の自治体からの問い合わせが殺到したという(「リバースモーゲージの可能性を探る」金融財政事情 2000年3月6日号)。

このようにリバースモーゲージは、高額な住宅資産を持つ人しか利用できないというものではない。住宅資産が2,000万円の人でも、金利を考えなければ、年間50万円で40年分に相当する。年間50万円をプラスアルファの収入ととらえると、毎年余分に旅行を楽しむことができるようになり、生活を大きく豊かにする。

リバースモーゲージについて様々な工夫が継続的に行われ、地価の安定や、リスクをカバーする十分な保険の整備といった状況改善が行われれば、大きく発展していくことも考えられる。

またフランスにも「ピアジェ」という制度がある。これは、高齢者が個人投資家に自宅を売却し、投資家は頭金と終身年金を給付するもので、売却後も売り主である高齢者は家に住み続けることができる。長命リスクや投資家の支払い不履行リスクはあるものの、高齢者と投資家の相対契約であり、金融機関を媒介しないため住宅購入に金利負担がかからないというメリットがあり、年間7,000件程度の契約実績があるという(住信基礎研究所「超高齢化社会の常識リバースモーゲージ」1997年)。事情が違うとはいえ、このように活発に行われている先例がある以上、条件を整えば日本でも活発に行われる可能性はある。

(3) 金融資産の運用手段の多様化

日本の個人部門における金融資産の内訳を見ると、定期性預金等・信託50%、保険・年金28%、現金・通貨性預金13%、有価証券7%、投資信託が2%となっている。株式等の有価証券と投資信託を合わせたリスク資産の割合は、アメリカが37%であるのに対し、日本はわずか9%である。このことから、日本では安全指向が高く、運用収入が少ないと推定される(図4-9)。

この点については、金融市場の整備の遅れから金融商品が限られていたという事情もあると考えるが、今後はビッグバンの進展により運用が今までより多様化し、活発になっていく可能性がある。

1996年11月の日本版ビッグバン構想発表以来、様々な金融商品の導入や規制緩和が行われている。まず、1997年10月に証券総合口座が導入された。これは、証券会社を通じて投資する各種の資産（株式、債券、投資信託等）を一括して管理し、資産運用機能と決済機能の両者を備えた商品である。1998年に入ると、4月に改正外為法が施行され、海外預金が自由化された。続いて12月には証券投資法人制度の整備、および会社型投資信託の導入が行われた。また1999年の4月に有価証券取引税が廃止、10月には株式売買委託手数料の完全自由化が実施され、手数料の値下げ競争が展開されている。今後も銀行の保険販売の自由化、ペイオフの導入が予定されている。

しかし、これまで預金を中心に資産を運用してきた日本人にとって、高度な専門知識を要する資産運用をすぐに単独で実施することは困難であり、投資情報も十分ではない。このような状況から、資金を運用する人が多くなると見込んで、今後はフィナンシャル・プランナーへの相談や投資信託の評価会社の設立等、既に様々な情報提供、相談業務が開始されている。さらに金融商品以外にも、1999年末に創設された東証マザーズに続き、2000年5月にはナスダック・ジャパンが開設され、投資や運用の選択肢が広がっている。

こういったビッグバンの進展により、預金や限られた株での運用でなく、リスクとリターンを考えた運用やリスクに応じた運用が増えていくと、ポートフォリオの選択の幅が拡大する。例えば若いうちにリスクのある株に投資し、長期的には老後の大きな資産を手に入れる場合もあるかもしれない。もちろん、投資は大きなリスクがあり、高齢者が大きなリスクをとることは望ましくない。株式投信等リスクのある投資を行えば、当然損失も覚悟する必要がある。しかし、これまでの安全運用のみから、自分の状況に応じてリスクとリターンを考えて運用し、財産所得を増加させる手段ができてくることになる。

また、年金運用においても新しい動きがある。導入が計画されている確定拠出型年金（日本版401k）であり、これは、これまでの確定給付型年金と異なり、拠出した積立金を加入者自ら運用するものである。先例となるアメリカの401kの資産残高は、1990年末の3,850億ドルから1998年末には1兆4,070億ドルと3.7倍に拡大した。高貯蓄率の日本で、低貯蓄率のアメリカと同様に拡大するとは言い切れないが、少なくとも個人に金融商品知識向上や運用に関する教育を受けるインセンティブを与え、年金においても自己責任でリスクとリターンを考えた運用を選択できるようになる。

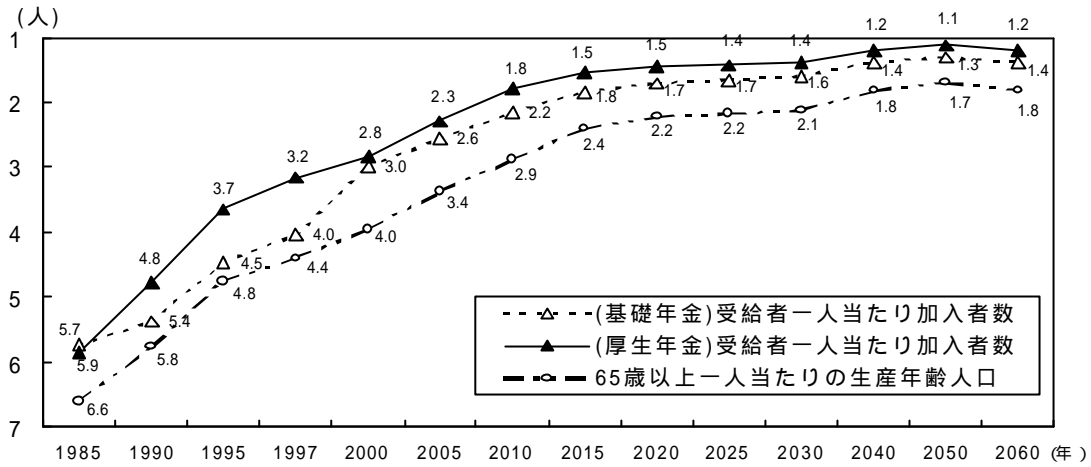
このように徐々に投資環境が整備され、運用する金融商品や金融情報の充実が進んでいけば、資産内訳も少しずつシフトしていくことになる。

おわりに

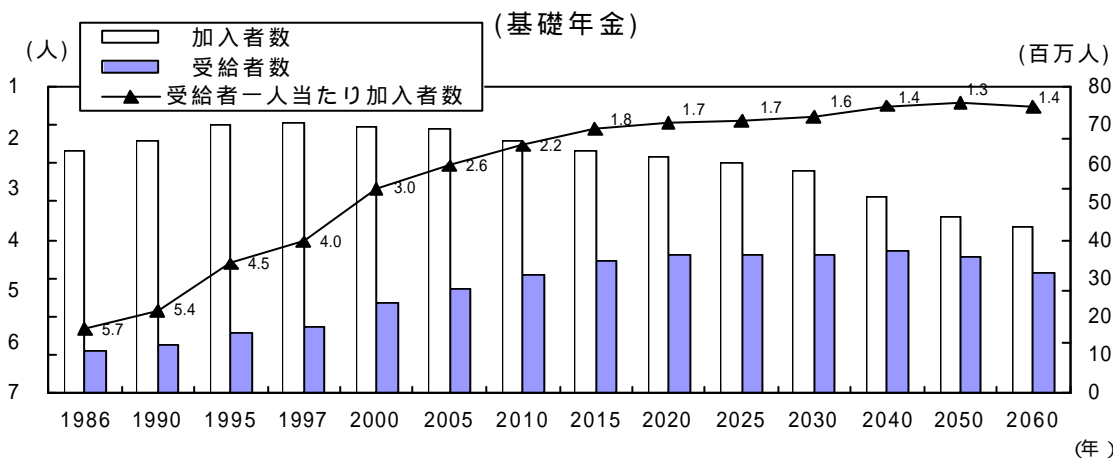
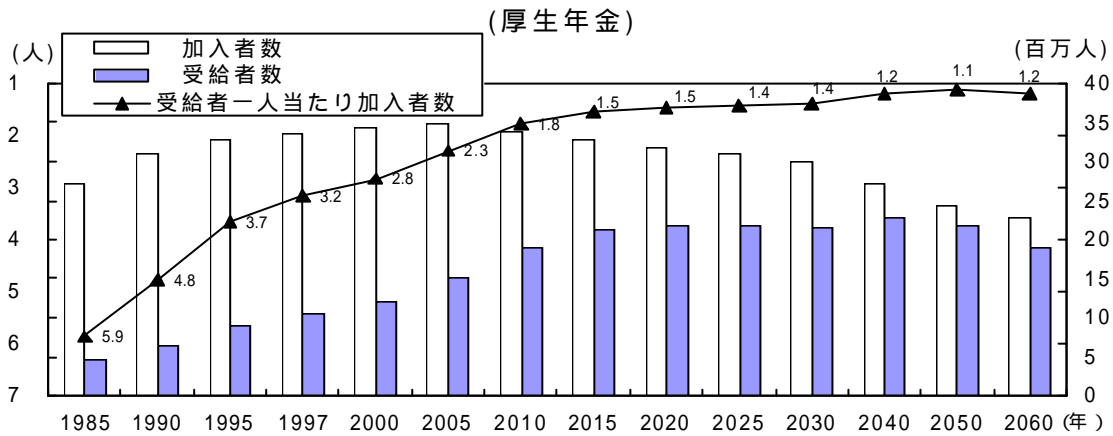
以上見てきたように、少子高齢化の進展による人口構成の変化により年金はスリム化されざるを得ないが、引き下げられた後でも国際的に見て高い。さらに経済が着実に発展して実質賃金が上昇していけば、世代間の損得で最も損であるはずの若年世代の年金受給額はむしろ今の高齢者よりも増加する。また、年金が将来にわたって変化していくのと同様に、年金以外の状況も変化していく。第2章のように高齢者の雇用機会が増加する可能性、第3章のように介護保険導入による老後の備えの軽減の他、住宅取得費の実質的低下、賃貸や逆住宅ローンによる財産活用を通じた収入、金融資産の運用手段の多様化等、これまでにない状況が生まれることによって、年金減少分を補っても生活水準が高くなる可能性がある。年金の減額によって将来を悲観するだけでなく、年金以外でプラスとなる面にも着目して、総合的に考えることが必要である。

図 4 - 1

(1) 人口構造の変化以上に高まる受給者の対加入者比率



(2) 受給者の増加と加入者の減少により高まる受給者の対加入者比率



(注) 1. 生産年齢人口は15歳～64歳人口であり、基礎年金の加入対象となる20歳～60歳未満人口とは異なる
 2. 厚生年金受給者数は厚生年金受給者数(老齢、通算老齢、障害、遺族)を厚生年金(老齢相当)受給者数基礎年金受給者数は基礎年金受給者数(老齢、障害、遺族)を老齢基礎年金受給者数に換算各種別の受給者数の平均年金月額(5年分:1993-1997年)の老齢相当に対する比率を乗じて換算
 3. 1995年以前は「国勢調査」、1997年は「人口推計年報」、2000年以降は「日本の将来人口推計」(中)(出所) 社会保険庁「事業年報」社会保険研究所「年金白書」総務庁「国勢調査」「人口推計年報」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」より作成

表4-2 年金改革に関する主な論点と2000年改正

主な論点	年金審議会「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見」(1998年10月)より抜粋	概要・利点・問題点、 2000年改正(2000年3月成立)等
将来世代の負担と給付の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 給付と負担の均衡の為、現役世代の負担引上げ、将来の給付総額の伸び抑制は不可避。 	
公的年金の 民営化	<ul style="list-style-type: none"> 2000年改正では取り入れず、現行制度維持すべき。 但し、積立方式移行や民営化論の背景に世代間の不公平、少子高齢化には積立方式が優るとい認識あり、要検討。 	<p>【厚生年金の廃止・民営化論】公的年金は基礎年金の1階建とし、厚生年金は廃止し、企業年金や個人年金に委ねる。</p> <p>【問題】1)積立方式への移行に伴う二重の負担の問題、2)中小企業は企業年金等の普及が困難で基礎年金だけになりかねない</p>
公的年金の 財政方式	<ul style="list-style-type: none"> 2階部分を積立方式にすべきという意見がある。2000年改正での積立移行は困難。但し、要検討。 	<p>【問題】1)保険料の大幅引上げが必要、2)積立金運用が困難、3)二重負担問題、4)インフレ対応が困難</p>
基礎年金		
基礎年金の 在り方	<ul style="list-style-type: none"> 未納・未加入による空洞化など課題多い。この為、基礎年金の税方式転換や国庫負担率の引上げなど根本的変更を求める主張がある。 	
税方式への転換	<ul style="list-style-type: none"> 現状では現実的でなく更に慎重な検討が必要。 	<p>【利点】1)未納・未加入や徴収コストの問題解決、2)第3号被保険者問題解消、3)将来の保険料負担軽減</p> <p>【問題】1)巨額の税負担、2)保険方式の長所喪失、3)税負担とあわせて見た将来世代の負担軽減は限定的</p>
国庫負担率引上げ	<ul style="list-style-type: none"> 国民負担の在り方、国庫負担の在り方や具体的な財源確保の方法と一体として、要検討。 将来的には国庫負担率2分の1という意見が強い。 	<p>【2000年改正】当面2004年までに、安定財源を確保して、国庫負担率2分の1への引上げを図るものとする</p>
給付水準	<ul style="list-style-type: none"> 基礎年金額の引下は現実的に困難。少なくとも当面、物価スライドによる購買力維持にとどめることが適当。 	<p>【2000年改正】(平成12年4月実施) 現行給付水準の維持</p>
厚生年金		
給付水準引下げ 賃金スライド凍結	<ul style="list-style-type: none"> 給付水準引下げはやむを得ない。 将来世代の負担上昇抑制の為、年金裁定後の賃金スライドを当分行わないことはやむを得ない。 	<p>【2000年改正】(平成12年4月実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付水準の5%適正化 65歳以降は物価スライドのみで改定
支給開始年齢 引上げ	<ul style="list-style-type: none"> 特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)についても段階的に支給開始年齢を65歳に引上げるべきという意見が強い。 	<p>【2000年改正】報酬比例部分も2013年度から2025年度にかけて65歳に段階的引上げ(女子は5年遅れ)。</p>
在職老齢年金 制度	<ul style="list-style-type: none"> 60歳代後半の在職者にも厚生年金を適用し保険料負担を求め、支給も一定の制限が適当 	<p>【2000年改正】(平成14年4月実施) 60歳代後半の在職老齢年金制度導入</p>
保険料引上げ	<ul style="list-style-type: none"> 将来世代の負担軽減の為、適切な段階的引上げを行うべき。但し、現下の経済状況にも十分配慮すべき。 将来の負担限界水準は 1)月収の30%以内、2)年収の20%程度(月収26%程度)、3)月収の20%以内の意見あり。 	<p>【2000年改正】当面、保険料率据え置き(厚生省試算によると、2004年10月以降の引上げ幅は、5年毎2.3% 2025年以降月収の27.6%)、基礎年金で毎年600円(2020年度以降24800円)</p>
総報酬制導入	<ul style="list-style-type: none"> ボーナスの多寡による被保険者間の不公平是正の為、総報酬制を導入すべき。 	<p>【2000年改正】2003年4月実施) ボーナスを含む総報酬制導入</p>
女性の年金	<ul style="list-style-type: none"> 2000年改正での第3号被保険者制度見直しは困難。 女性の社会進出や人生設計の多様化、家族や就業形態の変化を踏まえ、検討の場を設置すべき 	<p>女性と年金に関する有識者検討会を厚生省が設置(2000年7月)</p>
積立金運用	<ul style="list-style-type: none"> 安全かつ効率的運用を行い、将来の保険料負担の増加抑制が重要である。資金運用部への預託義務を廃止、自主運用の仕組み構築が必要である。 	<p>【2000年改正】 2001年度より全額を市場で自主運用</p>

(出所)年金審議会「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見」(1998年10月)、社会保険研究所「1999年版年金白書」より作成

～ 実質賃金上昇により年金の減少幅は抑えられる～

表 4 - 3 2000 年改正による世代毎の影響（厚生年金）

(1) 1999 年度価格（万円）

（減少額に焦点をあてる為、受給額を年金改定率〔注 3〕を用いて現在価値にしたもの）

年 齢 (1999 年末 時点)	生涯平均受給額		改革による影響	各制度改革の影響			保険料負担 額（うち事業主 負担分）改革後	受給額と負 担額の差 改革後
	改革前	改革後	減少額（減少率）	賃金スラ イド凍結	支給開始 年齢引上	5%削減		
70 歳	7,100	6,800	300 (4.2%)	300	0	0	1,300 (600)	5,500
60 歳	7,000	6,500	500 (7.1%)	400	0	100	-	-
50 歳	6,200	5,700	500 (8.1%)	400	0	200	3,800(1,800)	1,900
40 歳	6,100	5,100	1,000 (16.4%)	400	500	100	-	-
30 歳	6,100	5,000	1,100 (18.0%)	400	600	100	6,100(3,000)	1,100
20 歳	6,100	4,900	1,200 (19.7%)	400	600	100	-	-

〔注〕1. 上表は、厚生省試算（標準的サラリーマン世帯、夫婦 40 年加入）。

2. 生涯受給額・負担額は、まず、生涯にわたる年金額（名目値）を利回りで割り引いて合計した額を、各世代ともに 65 歳時点において算定し、この金額に関し年金改定率を用いて 1999 年度価格に換算（ ）したもの。

3. 年金改定率は 2000～24 年度 2.3%、2025 年度以降 2.5%（参考 2025 年以降は賃金上昇率と同じ年率 2.5%、但し、2024 年までは現役の負担増大を考慮し 2.3%としている）。将来の賃金上昇率は 2.5%（実質賃金上昇率 1.0% + 物価上昇率 1.5%）、物価上昇率は 1.5%、運用利回りは 4.0%を前提としている（過去分は実績）

〔出所〕2000 年 3 月 15 日付東京新聞朝刊、社会保険研究所「年金白書」より作成

(2) 実質賃金の上昇を考慮した場合（1999 年度価格、万円）

（受給額の実質価値に焦点をあてる為、物価上昇率を用いて現在価値にしたもの）

年 齢 (1999 年末時点)	生涯平均受給額		改革による影響	と の比較	保険料負担 額（うち事業 主負担分） 改革後	受給額と 負担額の差 改革後
	改革前	改革後	減少率	減少率		
70 歳	6,781	6,495	4.2%	4.2%	1,242 (573)	5,253
60 歳	7,280	6,760	7.1%	0.3%	-	-
50 歳	6,975	6,412	8.1%	5.4%	4,275(2,025)	2,137
40 歳	7,423	6,206	16.4%	8.5%	-	-
30 歳	8,187	6,711	18.0%	1.0%	8,187(4,027)	1,476
20 歳	9,031	7,254	19.7%	+7.0%	-	-

〔注〕1. 上表（1999 年度価格・年金改定率換算）の生涯平均受給額・負担額について、上表〔注 2〕の（ ）部分を物価上昇率を用いて 1999 年度価格に換算したもの。

〔算出方法〕上表（1999 年度価格・年金改定率換算）の生涯受給額に関し、一旦、各世代が 65 歳となる年度の名目値に割り戻し（年金改定率にて逆算）、この名目値を再び物価上昇率を用いて 1999 年度価格に換算した。換算に用いた年金改定率及び物価上昇率は上表と同じ。

2. 上表は、将来の実質賃金上昇率（1.0%）を前提とする厚生省試算に基づいており、本報告書第 1 章で推計した労働生産性上昇率（2000 年～2025 年 2.0%、2025 年～2050 年 1.5%）（実質賃金上昇率）より低い実質賃金上昇率を前提としているため、将来の実質賃金上昇率が本報告書推計の労働生産性上昇率並に高まれば、表 4 - 3 (2)の受給額は若年世代になればなるほど大きくなり、と の比較における減少率は小さくなる。

～厚生年金はスリム化しても高水準～

表4-4 年金制度の国際比較

	日 本	スウェーデン	ドイツ	イギリス	アメリカ
制度名	厚生年金	国民年金	労働者年金・職員年金・鉱山労働者年金	国民保険	老齢遺族障害保険
対象者	一般被用者(強制加入)	一般国民(一定所得以上の者は付加年金にも強制加入)	労働者、職員、鉱山労働者(強制加入)	一般国民(一定所得以上の被用者は基礎年金と付加年金に強制加入、一定所得以上の自営業者は基礎年金に強制加入)	一般被用者(強制加入) 自営業者(一定以上の所得のある自営業者は強制加入)
支給開始年齢	60歳	65歳	65歳	男子65歳、女子60歳 (女子は2020年までに65歳に引上げ)	65歳 (2027年までに67歳に引上げ)
(為替レート換算)	全受給権者平均 169,700円 (報酬比例部分 155,814円) (基礎年金部分 13,886円)	基礎年金 単身 36,917円(2,799クローネ) 夫婦 60,375円(4,577クローネ) 付加年金平均(1995年12月) 68,919円(5,225クローネ)	全受給者平均 81,051円(1,235マルク) 労働者年金 67,065円(1,022マルク) 職員年金 95,458円(1,454マルク)	基礎年金 単身 37,861円(255ポンド) 夫婦 60,577円(408ポンド) 付加年金全受給者平均 11,091円(75ポンド)	全受給者平均 単身 67,704円(720ドル) 夫婦 101,557円(1,080ドル)
老齢(退職)年金の 平均年金月額(1995年度)	(受給者平均) 169,700円	(夫婦+付加年金)129,294円 (53.4%)	(受給者平均) 81,051円 (47.8%)	(夫婦+付加年金) 71,668円 (29.6%)	(夫婦) 101,557円 (41.9%)
()内は日本に対する比率%	(標準世帯) 242,123円 (参考)共稼ぎ夫婦309,229円				
(購買力平価換算)	(受給者平均) 169,700円	(夫婦+付加年金)171,265円 (70.7%)	(受給者平均) 103,927円 (61.2%)	(夫婦+付加年金)125,472円 (51.8%)	(夫婦) 183,549円 (75.8%)
平均年金月額	(標準世帯) 242,123円 (参考)共稼ぎ夫婦309,229円				
()内は日本に対する比率%					

(注) 1.日本の厚生年金の支給開始年齢は65歳に段階的に引き上げられる予定。定額部分(2001年度～2013年度)、報酬比例部分(2013年度～2025年度)、女子はそれぞれ5年遅れ。

2.スウェーデンについては、現行の2階建て制度を1階建ての報酬比例制度に再編し、給付建てから拠出建てに転換する抜本改革が1999年1月より、段階的に実施されている。但し、新制度から実際に給付が受けられるのは、2001年1月からの予定。

3.換算レート(1995年):1クローネ=13.19円、1マルク=65.63円、1ポンド=148.47円、1ドル=94.06円 (IMF "International Financial Statistics"より算出)

4.購買力平価換算レート(1995年):1クローネ=17.47円、1マルク=84.16円、1ポンド=259.94円、1ドル=170.00円 (OECD "Purchasing Power Parities and Real Expenditures"より算出)

5.世帯分類に基づく平均年金月額の統計は無いため、標準世帯及び共働き世帯の平均年金月額に関しては下記の想定に基づき算出。

標準世帯242,123円(サラリーマンの夫と専業主婦の妻)厚生年金(老齢年金)の男子平均201,123円と国民年金(老齢年金)の女子平均41,000円を合算。

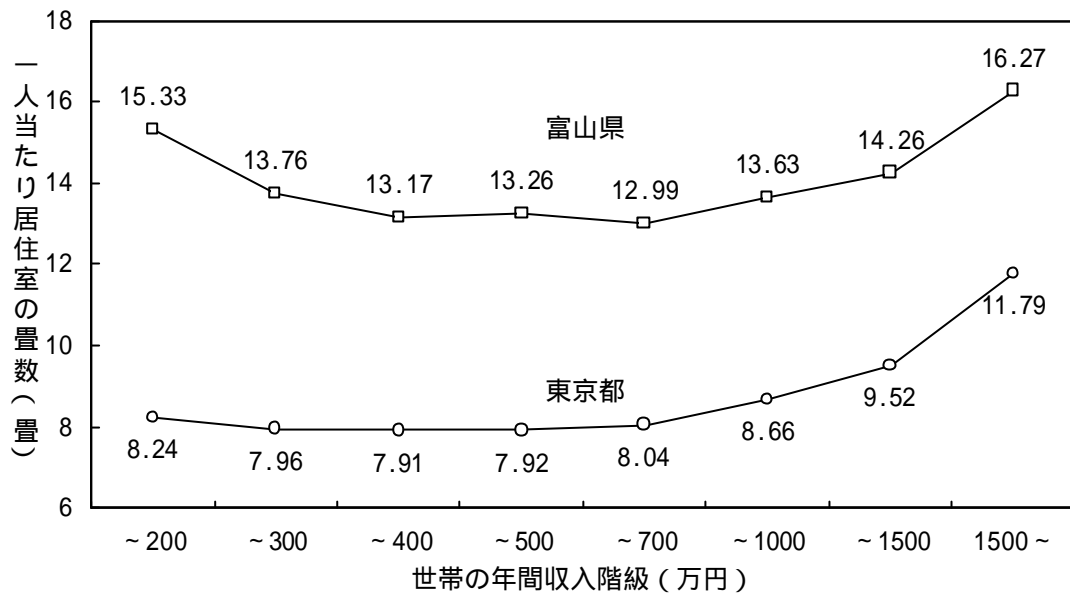
共稼ぎ世帯309,229円(サラリーマンの夫と妻)厚生年金(老齢年金)の男子平均201,123円と女子平均108,106円を合算。

6.本文中の改革による月額10%スリム化の理由(表4-3(1)(1999年末時点20歳)を見ると、改革前の生涯受給額6,100万円に対し、賃金スライド凍結分が400万円(約7%)、支給開始年齢引上げ分が600万円(約10%)、5%削減分が100万円(約2%)である。諸外国の支給開始年齢の多くが65歳であることを考慮し、その影響を取り除けば、月額で見たスリム化効果はおおよそ10%とした。

7.被用者が主に加入する各国公的年金制度の比較

(出所) 社会保険研究所「年金白書」、厚生省資料、IMF "International Financial Statistics"、OECD "Purchasing Power Parities and Real Expenditures"より作成

図4 - 5 所得に比例して広い住宅を求めるわけではない



(注) 1. 雇用者世帯

2. 富山県は一人当たり居住室の畳数が最も広い

(出所) 総務庁統計局「平成10年住宅・土地統計調査報告」より作成

表4 - 6 低下する住宅コスト

住宅価格を一定と仮定するケース

(単位：万円)

年 度	1999	2025	2050
サラリーマンの年収	860	1,439	2,088
可処分所得	694	981	1,311
A . 住 宅 価 格	4,300	4,300	4,300
可処分所得に対する倍率	6.2	4.4	3.3
B . 1999年度と同倍率 で買える住宅価格	4,300	6,081	8,125
差 額 (B - A)		1,781	3,825

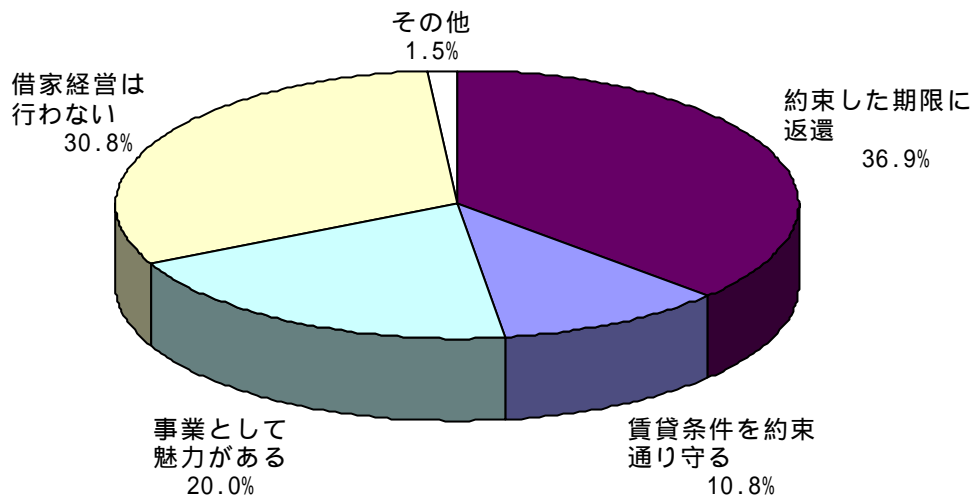
建築価格がアメリカ並みの水準に下落するケース

(単位：万円)

年 度	1999	2025	2050	
C . 住 宅 価 格	土地	2,300	2,300	2,300
	建物	2,000	1,288	1,288
	計	4,300	3,588	3,588
差 額 (A - C)		712	712	

- (注) 1 . サラリーマンの年収の1999年度は東急不動産「首都圏地価分布図」より。2025、2050年度については、表1 - 6で推計した労働力人口一人当たりGDP（労働生産性）の伸び率を用いて推計（1999年度の年収は10万円未満を四捨五入）。
- 2 . 可処分所得は、表1 - 6で推計した雇主の社会保障負担を除いたベースでの所得に対する負担の割合を、サラリーマンの年収に占める負担の割合として推計し、1999年度の割合は1998年度と同じであると仮定。
- 3 . 住宅価格は東急不動産「首都圏地価分布図（平成12年）」より1999年度におけるサラリーマンの年収5倍以内で購入可能な土地・建物価格を用い、2050年度まで一定と仮定（1999年度の価格は100万円未満を四捨五入）。
- 4 . アメリカの建築費用は、OECDの“PURCHASING POWER PARTIES AND REAL EXPENDITURES（1996 RESULTS）”よりアメリカの建築費用を1とした場合に、日本の建築費用が約1.55であることから推計。
- (出所) 東急不動産「首都圏地価分布図（平成12年）」、OECD“PURCHASING POWER PARTIES AND REAL EXPENDITURES（1996 RESULTS）”より作成

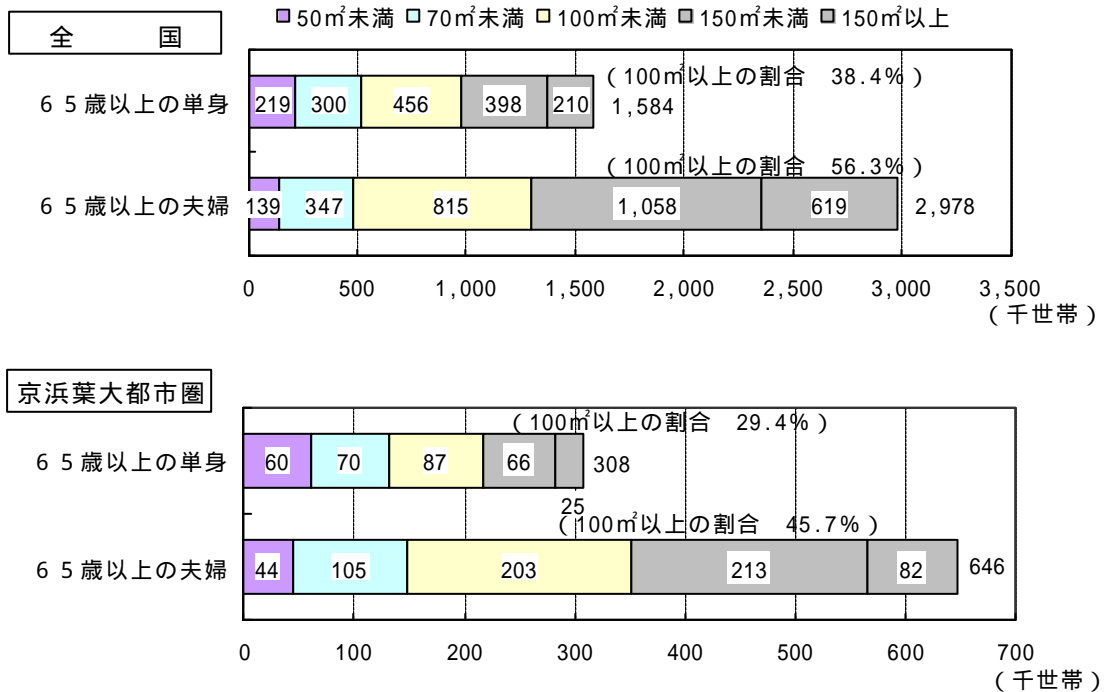
図4-7 条件が合えば空き家の賃貸は可能



(出所) 東洋信託調査月報「定期借家権導入と貸家市場への影響」(2000 2)

原データは日本住宅総合センター「『空き家』所有者の意識に関する調査」

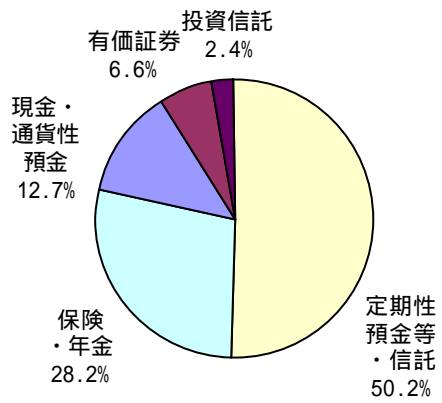
図4-8 高齢者世帯の半数は100㎡以上の住宅に居住



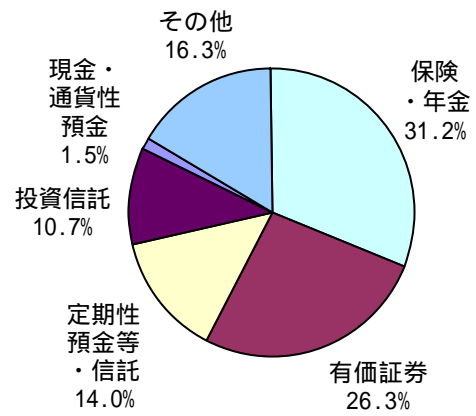
(出所) 総務庁「平成10年住宅・土地統計調査」より作成

図 4 - 9 預貯金の多い金融資産（個人部門）

日本



アメリカ



(出所) 日本銀行国際局「国際比較統計(1999)」より作成